

障発 0603 第 7 号
こ支障第 154 号
令和 8 年 6 月 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布及び施行について

本日、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 192 号。以下「改正政令」という。）が本日付けで公布され、本年 7 月 1 日より施行される予定である。

改正政令による改正後の児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）の趣旨及び内容等を下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本政令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 改正の趣旨及び内容

肢体不自由児通所医療（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 29 第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）、障害児入所医療（児童福祉法第 24 条の 20 第 1 項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）、自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 24 項に規定する自立支援医療をいう。以下同じ。）、及び療養介護医療等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 6 項に規定する療養介護医療及び同法第 71 条第 1 項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。）に関する自己負担については、それぞれ政令において、所得区分に応じた負担上限月額が定められている。

肢体不自由児通所医療、障害児入所医療、自立支援医療及び療養介護医療等に関する負担上限月額所得区分の判定については、国民年金法（昭和34年法律第141号）第33条第1項に規定する障害基礎年金を含む前年の公的年金等収入金額と合計所得金額等との合計額が80.9万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和7年の障害基礎年金2級の支給額が80.9万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費、自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給における市町村民税非課税世帯2区分の中で低所得1と低所得2を分ける基準について、80.9万円から82.65万円に見直しを行う。

なお、次年度以降も障害基礎年金の支給額に応じて同様の改正を行う見込みである。

2 施行期日について

改正政令は、本年7月1日から施行すること。

※留意事項

改正政令に基づく肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費、自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給は、本年7月1日以降に行われた肢体不自由児通所医療、障害児入所医療、自立支援医療及び療養介護医療等について適用すること。